

# 【被扶養者認定に必要な 収入証明について】

年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。(健康保険上の扶養認定は、申請時点より今後1年間にどのくらいの収入が見込まれるかで判断します)

現在、働いていますか？

無職

働いている

無職

働いていたが、現在無職(離職)

働いていたが、離職し失業保険を受給していた

最近、働きはじめた

昨年、丸1年間働いていた

(非課税証明書)

(離職票写し1・2 + 雇用保険申立書)

(雇用保険受給資格者証の写し)

(パートアルバイトの申立書or直近の給与明細写し3ヶ月分)

(昨年分の課税証明書or源泉徴収票)

収入が0円になっていることを確認し、そうでない場合は、又はを参照

場合により退職証明書・源泉徴収票など退職日の確認できるもの + 雇用保険申立書でも可(失業保険を受給しない場合など)

「支給終了」の印のおされたもの

パートアルバイトの申立書or直近の給与明細3ヶ月分写しでも可

非課税・課税証明書を発行していただく際に、時期により**一昨年分**になる場合があります。

(昨年は、6月にならないと発行されません。一昨年は働いていたが、現在無職という場合は、 の提出書類が必要となります)

年金受給者は、上記以外にも年金額のわかる証明が必要となります。(老齢・遺族・障害年金の受給通知書写し)

婚姻の場合は、上記以外にも婚姻日のわかる証明が必要となります。(婚姻受理届写し等)

同居・別居・外国人などや、その他認定に際しまして、上記書類以外にも、別途必要な書類を提出していただく場合があります。